

長崎県中学校総合体育大会における生徒の健全育成のための確認事項

長崎県中学校総合体育大会は、中学校教育の一環として中学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、体育・スポーツの振興並びに体力・技能の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健全な中学校生徒を育成するとともに、生徒相互の親睦を図ることを目的として、昭和28年度より開催されている歴史ある大会である。長崎県内、各郡市町において厳しい予選を勝ち抜いた精鋭たちが、感謝の心を育て、友情の輪を広げながら、力と技を競い合い、多くの人たちに感動とその充実感を胸に刻みこんできた長崎県中学生最高の歴史ある大会といえる。

また、本大会が、生徒の健全育成に果たしている役割は絶大なものと自負する。しかし、このように重要な教育活動として定着している本大会にも関わらず、近年生徒のマナーの低下や規範意識の薄い出場者の存在が指摘されていることも事実である。本大会は、各郡市町の予選を勝ち抜いてきた選ばれた生徒だけが出場できる大会ではあるが、単に長崎県チャンピオンを決める大会だけではないはずである。あくまで教育活動の一環として取り組む性格を重視する大会である。したがって、本大会の運営に当たっては、成長過程にある中学生たちが純粋にスポーツを通して、かけがえのない貴重な経験ができるよう、十分な教育的配慮を施す必要がある。しかし、ルールを守れない生徒やマナーの悪い生徒たちを、「教育的配慮」という言葉を用いて看過することはできないと考える。

そこで、各郡市町の中学校体育・スポーツを統括する長崎県中学校体育連盟としては、学校生活や大会参加の機会を通して指導すべきは指導し、マナー向上と規範意識の高揚を図るための最大限の努力をしていくことをここに確認したい。

1 基本姿勢として

- (1) 長崎県内の中学生を基盤とした、学校教育活動の一環としての大会という基本的性格をふまえ、生徒の健全育成を目指す。
- (2) 長崎県最高の中学生大会であることを認識し、大会参加生徒の服装・身なり等について指導の徹底を図る。
- (3) 事前に各郡市町大会及び各競技団体予選大会の段階で、長崎県中学校総合体育大会出場関係者に各郡市町及び各競技団体の代表であるという自覚を促すとともに、対応の周知を図り、教育的配慮に基づいた指導の徹底を図っていただきたい。

2 諸問題発生時の具体的対応

諸問題等発見次第、開催地中体連会長は規律委員会を招集し、長崎県中体連会長の承認を受けて速やかに対応を決定する。規律委員会の議長は開催地中体連理事長が務める。

3 手 順

- (1) 県中体連専門委員が本人及び監督・引率者に事実確認を行う。(これまでの指導の経緯についても確認する。)
- (2) 開催地中体連会長は、規律委員会を開き、県中体連専門委員より状況報告を受け、対応を協議する。
【規律委員会構成メンバー】
開催地中体連会長・競技部長・開催地中体連理事長・県中体連専門委員・開催地専門委員
- (3) 開催地中体連会長は、規律委員会による協議の結果について、県中体連会長に決裁を仰ぎ、対応を決定する。
- (4) 開催地中体連会長は、規律委員会メンバー立ち会いの下、該当チーム責任者に処置について口頭で伝える。
- (5) 県中体連会長は、該当郡市町中体連会長または当該競技団体会長に状況及び処置について報告する。
- (6) 該当郡市町中体連会長または当該競技団体会長は、該当校校長または当該チーム代表者に対し状況及び処置について報告し指導する。

4 対応組織図

